

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.40 あと施工アンカ一定着工	25-17-4 施工にて、鉄筋探査を行うとの記載がありますが、25-17-6 支払には記載がありません。 鉄筋探査に関わる費用については、別途協議する項目になりますでしょうか。 単価項目に含まれるようであれば、各項目における鉄筋探査工の数量をご教示ください。	単価項目に含まれております。
2	19-(1) 交通規制工 対面通行規制 L×N A及びB	設計図に対面通行規制の交通規制図が見当たりません。交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員を含まない規制であるという考え方でよろしいでしょうか。もし、交通監視員を含むようでしたら、規制図を提示して頂けますでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	特記仕様書 P.27 25-7 落橋防止工	縁端拡幅工 アンカー工のアンカーとして使用する鉄筋は、どの単価に含まれますでしょうか。	縁端拡幅工M 鋼製ブラケットに含まれております。
4	特記仕様書 P.24 アスファルトコンクリート表層工D	設計図上にて、アスファルトコンクリート表層工Dの施工箇所が見当たりません。 施工箇所や施工条件についてご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
5	特記仕様書 P.44 25-20-2 段差防止構造 種別	区分内容にて「支承取替工で設置した下部工付鋼製ブラケット」とありますが、同仕様書P.41 25-18-2 支承取替工 種別では、A2橋台摘要に下部工付ブラケットの設置は含まれていません。 A2橋台で使用する下部工付鋼製ブラケットの設置は、どの単価項目に含まれますでしょうか。	縁端拡幅工M 鋼製ブラケットにて設置を行います。
6	特記仕様書 P.41 25-18-2 支承取替工 種別	三室沢橋P1及びP2橋脚の区分内容にて、「下部工付鋼製ブラケットの設置、撤去を含む。」と記載がありますが、当該のブラケットの製作は、どの単価項目に含まれますでしょうか。	支承取替工 E-520・520・11・6 (A)、支承取替工 E-520・520・11・6 (B) に含まれております。
7	設計図 4/17 縁端拡幅工M 鋼製ブラケット	設計図面記載の鋼製ブラケットについて、摘要に記載されているA1橋台・A2橋台の縁端拡幅ブラケットの数量を確認しましたが、重量合計が大きく異なりました。 対象項目の重量対象物について、ご教示ください。	設計図書の数量が正となります。